

Discussion Paper Series No. 669.

Faculty of Economics, Nagoya City University

駿府藩商法会所から常平倉へ：藩士と商人の利害対立と調整

横山和輝*

名古屋市立大学大学院経済学研究科

2021年9月22日

要旨

1869（明治2）年渋沢篤太夫（渋沢栄一）は駿府藩の興業殖産を図り商法会所を設立した。商法会所は貸出や預金など後年の銀行にあたる業務のほか、取引の仲介など商事会社の業務にも取り組む組織である。渋沢は藩士と商人がともに業務に従事する「共力合本」の組織として商法会所を設立した。しかし商法会所の業務がスタートすると、太政官札という特異な通貨の通用力も影響したことで藩士と商人との間の軋轢が顕となった。おりしも版籍奉還を目前としていたことで商法会所の営業は抜本的に見直されることになった。渋沢は商法会所を廃止し、新たに常平倉を設立した。常平倉は物品売買に加えて米価調節を重要な業務とした。商人らが米穀の移入に関与することが米穀不足の解決に繋がるものと期待されたのである。渋沢は、藩士と商人が同じ業務に取り組むことによってではなく、藩士から商人への委託関係を基礎とすることで常平倉を「共力合本」の組織としたのである。

JEL Classification : N25, N45, N85, N96, O12

Keywords : 太政官札、取引コスト、組織の失敗

* 名古屋市立大学大学院経済学研究科（kazky@econ.nagoya-cu.ac.jp）。

日本の歴史上、中央政府が新たに紙幣を発行し、産業振興を目的として新紙幣を地方自治体に貸し付ける政策が実行された事例がある。その事例とは、太政官札発行である。徳川政権崩壊後、明治新政府は藩の経済規模に合わせて割り当てて太政官札を貸し付けた。太政官札発行の発案は由利公正である。由利は越前藩において藩札発行の経験があるが、藩札発行に際しては物産総会所と呼ばれる生産や物流の便宜を図る組織を設置していた。太政官札発行に際しては、各藩に対して類似施設の設置を要請してはいなかった。そうした状況のなか、太政官札を元手として生産や物流の便宜を図る組織を独自に設置したのが駿府藩（静岡藩）である。

駿府藩は1868（慶應4）年5月徳川慶喜が70万石の駿河・遠江へと移封されたことで成立した藩である。江戸の城下町に集住していた旧幕臣のうち694人が後年の静岡市市域に移り住んだため、彼らの家族も含めれば移入者は2,800人近くに及ぶ（静岡市市史編纂課1929）。駿府藩は財政支出拡大が必至であり、何らかの財源が必要であった。この駿府藩において、石高拝借金をもとに「興業殖産」を目的として設立されたのが商法会所であり、設立の立役者となったのが渋沢栄一（当時は篤太夫もしくは篤太郎）である。

本稿の課題は、駿府藩商法会所設立の経済史的意義を探る手がかりとして文書史料をもとに事実関係を整理することである。

商法会所は定期預金・当座預金に該当する受信業務とともに、農民への農業資金の貸し付けなど与信業務に従事していた。京阪地方からの米穀肥料を買い入れや静岡その他の市場での販売の重要な業務であった。駿府に流入してきた人々にまずは米穀を安値で供給するため、さらには流入してきた職のない人々に何らかの仕事を与えるため、商法会所は製茶や養蚕の産業を奨励した。すなわち、他地域から安く買い入れたものを駿府藩内の人々に安く与えるとともに、駿府で生産されたものを高く買い取って高い値段で買ってくれる地域に販売していた。渋沢は、こうした商法会所の活動を「銀行と商業とを混淆した様なもの」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、99頁）、あるいは「銀行と商事会社とを兼営した様な内容」（青淵回顧録刊行会1927、246頁）と描写している。

渋沢にとって、商法会所の設立は藩士と商人との共同事業、後述する表現を使えば「共力合本」を実現する試みだった。渋沢は播磨国での藩札発行など徳川時代に経済

政策面で経験を積むとともに、パリ渡航を通じて株式会社や銀行について見聞を重ねた。こうした渋沢にとって、商法会所の創設とその運営は欧米の制度的枠組みを日本に移入する最初の試みであった。加えて、旧来の身分の違いを乗り越えて1つの事業を計画することもまた渋沢なりの野心あるいは挑戦でもあった。しかしながら設立理念を現実に遂行するためには様々な利害調整が必要であった。設立前に商人や藩士との意見交換が重ねられたものの、利害調整の本番は商法会所が実際に営業をスタートした後のことであった。

本稿がクローズアップするのは、商法会所が取引仲介業務を積極化することで、藩士と商人との間に軋轢が生じた点である。太政官札という特異な通貨の通用力も影響したことで対立は鮮明となった。版籍奉還を目前にしていたことで、商法会所の営業は抜本的に見直されることになった。渋沢は商法会所を廃止し、新たに常平倉を設立した。常平倉は、物品売買に加えて米価調節を重要な業務とした。だからこそ「売事手馴候者」たる商人の役割の重要性が高まった。渋沢は、藩士と商人が同じ業務を取り扱うのではなく、藩士が商人に業務を委託する関係性を基礎として常平倉を「共力合本」の組織とした。

以下、本稿の構成は次の通り。第1節では太政官札が発行された経緯とともに渋沢が太政官札を引き換えて商法会所の資金を確保するまでのプロセスを説明する。第2節では商法会所について、設立構想、設立前の意見交換、営業開始後の利害対立、および利害調整の帰結として常平倉が設立されるまでの経緯を説明する。第3節では事実関係の経緯を総括する。

1 太政官札と商法会所

本節では、(1)興業殖産を目標とした太政官札発行が制度面で不備を抱えていたこと、(2)渋沢篤太夫が太政官札の流通具合を把握した上で正金との引き換えを通じて駿府藩の興業殖産を図ったこと、の2点を説明する。

1.1 太政官札の発行

新政府の財源は徳川政権から引き継いだ直轄地の税収であり、その規模は全国の石高3,000万石のうち800万石にすぎなかった（升味1988；坂野2012；鎮目2020）。新政府

は、この財源面での制約のみならず、徳川政権の制度的枠組みを十分解体できないなかで経済政策を運営しなくてはならなかった。こうした新政府で経済政策のブレーン役を果たしたのが由利公正である。

由利公正は越前藩で藩札発行と物産総会所の創設を通じて興業殖産に貢献した経験と実績を持ち合わせていた。物産総会所とは産業資金の貸付や生産品の集荷販売、あるいは藩外への輸出を行わせるための組織である。藩札発行を通じて産業振興を図るための要の組織とされ、その運営は武士ではなく商人に任せられた（甲斐2020）。

越前藩での経験を踏まえて、由利公正は新政府の経済政策ブレーンとして紙幣発行を通じて各藩の産業振興を資金面からサポートすることにした。ただし、本位貨幣制度を確立するには年数が必要であった。由利は本位貨幣制度の準備段階における紙幣として太政官札を発行し、各藩に貸し付けるかたちで全国に通用させる構想を掲げた。1868年6月9日（慶応4年閏4月19日）の太政官布告により、「万石ニ付壹万両」ずつ太政官札を貸し付ける旨が言い渡された。太政官札の裏面には「慶應戊辰発行通用十三年限」と記された。元金は年1割ずつ、さらに追加で3年間同額分を返納するものとされた。つまりこの資金サポートは年利3%で13年間で償却することが定められたのである（三岡1916; 岡田1955）。

太政官札発行には3つのルートがあった。第1ルートは石高貸、第2ルートが勸業貸、そして第3ルートが赤字補填である。

第1ルートの石高貸は石高に応じて各藩に貸し付けられたものである。石高貸は藩からは石高拝借金と称された。各藩がこの石高拝借金を興業殖産のために用いるはずであった。しかしながら、戊辰戦争の戦費調達に苦しむ藩が石高拝借金を頼りとした。加えて、藩が債務返済に石高拝借金を充てることも少なくなかった例えば越前藩の前例であれば物産総会所のような組織が必要ではあったが、そうした組織の創設を各藩に強制することまでは制度として組み入れられなかったのである。

第2ルートの勸業貸は、商法司を介して大阪や京都の富豪を対象として貸し付けたものである。商法司とは収税や勸業を担当した新政府の機関であり、のちに通商司がその業務を引き継ぐことになる。商法司の内部には商法会所が設置された。この商法会所は本稿がフォーカスする駿府藩のものとは別物ではあるが、越前藩の物産総会所と同様に駿府藩の商法会所の先例となるものであった。商法会所のトップには三井家・

鴻池家など民間の商人が起用された（甲斐2020）。藩ごとには物産総会所に該当する組織を強制的に創設させるものではなかったが、新政府は全国の流通ネットワークに影響を与える拠点として商法会所を設置することにしたのである。だが太政官札発行総額4,800万両のうち勸業貸による発行は1,000万両にとどまった。勸業貸には担保が必要とされたのである。担保には御用金（政府債務）に調達証文、あるいは米穀・銅・麻黄・菜種といった物品が用いられた（山本1994）。

第3のルートは新政府が赤字補填を目的として発行したものである。新政府は戊辰戦争などに起因する財政難を太政官札発行によって逃れようとした（千田1978；大森2001）。太政官札は乱発されることになった。1869（明治2）年2月には太政官札の発行総額を3,250万両に限定する布告が発出された。しかしながら同年12月末時点で発行額は4,800万両に達した（岡田1955、34頁）。制限額を超えて発行する動機を政府が自律的に抑制することができなかつたのである。

太政官札発行は、発行額さらに用途の点で由利公正の構想からかけ離れることになった。当初の構想としては全国の石高3,000万石に合わせて発行額は3,000万両となるはずであった。結果として発行額は4,800万両に達した。第1ルートの石高貸で1,300万両、第2ルートの勸業貸で1,000万両、そして第3ルートの赤字補填の発行で2,500万両に達した（岡田1955；1963；山本1994；鹿野2013）。第1ルートと第3ルートについては興業殖産とは異なる用途に用いられる傾向にあった。殖産興業への効果が最も強いはずの第2ルート、勸業貸での発行が最も抑制的だったのである。

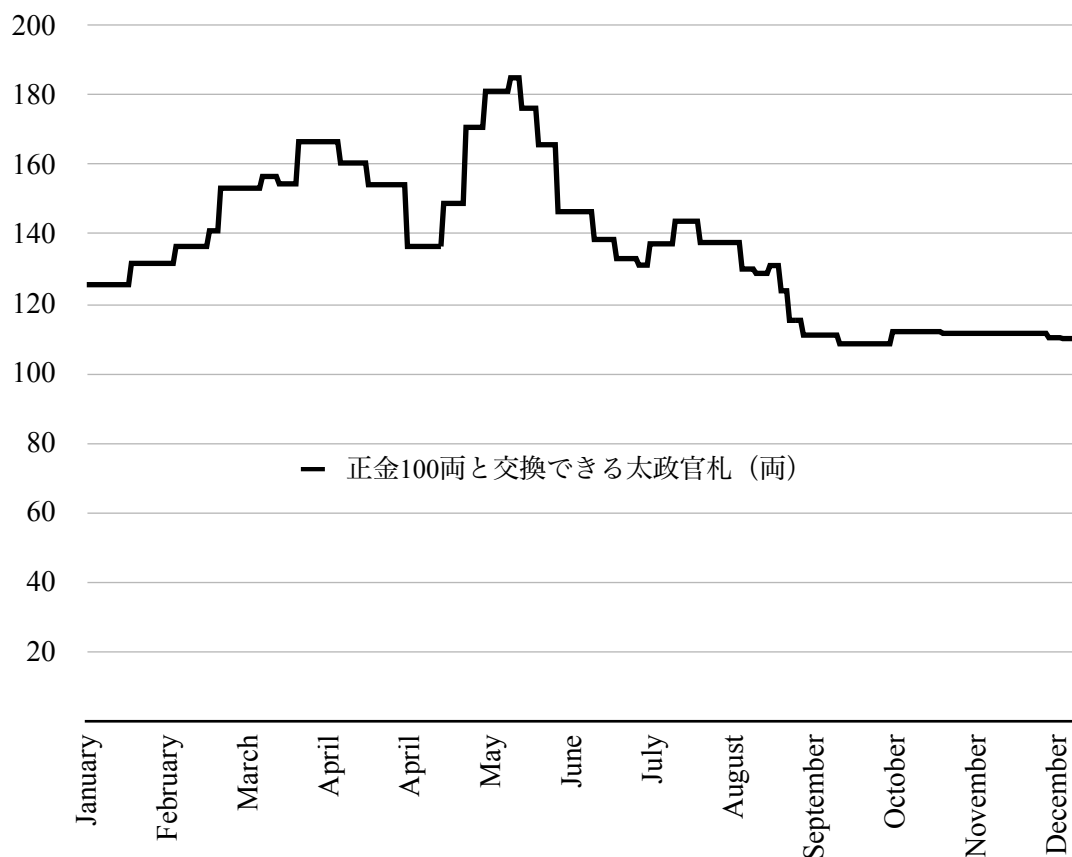
1.2 太政官札の価値

澤田(1966)は大阪の両替商岩本家の明治初期の帳簿史料をもとに、従前の正金100両に対する太政官札の交換比率を整理している。この交換比率はオークション取引で形成されたものではなく、岩本家を取り扱った取引において、いわば相対取引で形成されたものである。本稿ではこの相対取引で成立した交換比率について、当時の商人が太政官札に対して同じような相場感を持ち合わせていたものとみなしておく。

図表1は澤田(1966)の整理に基づいて1869（明治2）年1月4日から12月27までの太政官札相場の推移を示すものである。元データは数日おきの更新であるためグラフがいくつかの箇所では水平に推移している。1869（明治2）年1月4日は正金100両につ

き太政官札125.5両であったが、2月には140両となり、いわば金札安が生じている。一旦は回復するものの、6月には180両以上（185両）となる。その後は価値を徐々に取り戻し、年末（12月27日）には107.75両にまで金札高が進んだ。

図表1：1869（明治2）年における岩本家の正金100両に対する太政官札相場



資料出所：澤田(1966、255頁).

図表1に示した推移を新政府の政策と照らし合わせておこう。実のところ金札安はすでに1868（明治元）年でも進行しており、正金100両につき太政官札250両となるほどであった。同年12月24日新政府は「金百両ニ付札百二十枚」、つまり正金100両につき太政官札120両という公定相場を提示した（内閣官報局1974、426頁）。図表1の初期時点で125.5両となっていたのはこの公表が影響したものと考えられる。1869（明治2）年4月29日新政府は太政官札の時価流通を禁止し、正金との同価値での通用を定めた。それでもなお金札安が進行したのである。翌月の5月28日太政官布告では1872（明治5）年以降に太政官札を兌換紙幣とする旨を言い渡した。こうした

立て続けの措置により太政官札は徐々に正金と同等の価値に近づいたのである。なお、太政官札が実際に兌換紙幣とされることはなく、大部分は1871（明治4）年12月の太政官布告により明治通宝と交換されることになった（山本1994）。

70万石の駿府藩に対して実施された石高貸は53万両ほどであった。加えて、渋沢が駿府藩に出仕し始めるまでに、この53万両のうち30万両近くが様々な用途ですでに使われていた。財政破綻の危機を感じた渋沢は、藩の財政を担当していた大久保一翁に商法会所の設立を提案した。大久保の理解を得たことで、渋沢は駿府藩に残っている太政官札を正金に換金して商法会所設立資金を確保することにした（渋沢青淵記念財団竜門社1955）。

1869（明治2）年2月、駿府藩藩士の渋沢篤太夫は三井の三野村利左衛門のもとを訪れて駿府藩の石高拝借金を正金に引き換えている。引き換えた理由は商法会所の設立資金として正金を確保するためであった。後年の渋沢栄一は、太政官札と正金とを引き換える際の三野村とのやりとりを「渋沢子爵三野村利左衛門関係談話筆記」として残している。この回想のなかで、渋沢は太政官札の流通が悪いことを強調し、「田舎ではなおさら悪い」といった表現を用いている。該当箇所を以下に引用しておく（一部、漢字・仮名・送り仮名、あるいは句読点を改変した箇所、およびカギ括弧を施した箇所がある）。

史料1：渋沢と三野村

「...穀高拝借（注：石高拝借金のこと）は太政官札、それで物を買うということは誠に買い悪い、どうもそれが流通が悪い、田舎ではなおさら悪い。これについてはだいぶ困りまして、それから遂に三野村君にこれは相談するほかないというので、二月でありましたか、東京へ出て来まして、その時には大六の番頭の手で御目にかかっておった、知り合いになっておったのでありますから、お目にかりたいということを申入れて、御目にかかって、太政官札をどうにかして引替える方法はないか、それで品物を買いたいと云うことで、しかし中々これは具合宜く行かない。で鰯粕と油粕を買う、東京で肥料を仕入れて行こう、それから大阪で米を買うと云うやうな、そう云うようなことで何分都合がつかないからどうしたものだらうと。これについて御相談しました。『一体貴君は何をする』というから『私はこういう企てをしている』、『そうか、しかしそれはうまく行くかな、貴君は素人じゃないか』、『素人だって出来ぬ

ことはあるまい、一体日本の商売の仕方が間違っている』とか、私は生半可であったが講釈等をしまして、『見込みではそうであるが、そんな都合がうまく行くものか。しかしそれはどうしても太政官札を正金に替えるということだけは心配しましょう』、なんでもどの位であつてか、ほとんど三野村君の手で替えてしまいました、だいたいやすかった、二割くらいはやすかった。『だんだん流通が直くなって来るでしょうが、今はこの位なら行きます』。それで正金にして買った。それは札で、今日では札でも構いませぬが、地方ではそういう風で、そういうことについて御話をし、かつそういう働きを御願ひしたり色々御懇意にした」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、111頁）

史料1の「田舎ではなおさら悪い」という文言を解釈する上で、参考になるのは小林(2015)の指摘である。小林(2015)は、太政官札が日用取引に用いられることは少なかった一方で、遠隔地取引に従事する商人にとっては貴重な高額紙幣だったと指摘する。1868年5月（慶應4年4月）の銀目廃止令（主として西日本で流通していたにより丁銀・豆板銀の流通禁止）により、従来の決済ネットワークは機能不全に陥った。こうした状況において商人には太政官札を保有する動機が見出されるという小林(2015)の指摘は十分に説得力がある。「鰯粕と油粕」などの肥料や米などの日用品の取引を目的とすれば正金に対する強い保有動機を持つことは当然としても、三野村がかろうじて高額紙幣として保有動機を持ち合わせていたことも不自然ではない。

引き換えに際して渋沢は相当な妥協を強いられた。渋沢は「二割くらいはやすかった」と述懐している。三野村との交渉の場で渋沢が公定相場（正金100両につき太政官札120両）を知らなかったとは考えにくい。その上で2割くらい安いとなれば正金100両に対し140両から150両近くの太政官札を差し出すことになる。この水準は図表1の1869（明治2）年2月の変動幅に含まれる。おそらく、三野村は岩本家と同水準の交換条件を突きつけるとともに、渋沢はその相場を受け入れて日用取引に必要な通貨を手にしたのであろう。

藩士と商人との太政官札の保有動機に関する違いは商法会所が営業を本格的にスタートして一層露わになる。遠隔地取引に従事する商人は太政官札を利用せざるを得ず、一方で藩士の側は太政官札ではなく正金として資産を保有する動機を強く持ち合わせていた。商法会所の営業を継続するにはそうした側面での利害対立を調整するプロセスも必要となった。この点は次節で解説する。

2 商法会所の設立と運営

本節では商法会所が設立から営業開始に至るプロセスについて、(1)渋沢篤太夫が合本主義の実現を掲げたこと、(2)設立時において渋沢が商人との意見交換を図ったこと、(3)営業開始後に藩士と商人の利害対立が明確になったこと、および(4)利害調整の帰結として商法会所廃止とともに商人が中心的に運営するかたちで常平倉が設立されたこと、の4点を説明する。

2.1 渋沢篤太夫の設立理念

渋沢篤太夫はヨーロッパ、特にフランスで学んだ株式会社制度を模して商法会所の設立を構想した。石高拝借金を元手としながらも、駿府藩内で身分の区別なく資金面での協力者を集め、さらには特に商人たちに運営面での協力も仰いだのである。

その際に、渋沢は「共力合本」という言葉を用いた。資金面および運営面で多数の人々の力を合わせて大規模な事業が遂行するという姿勢や理念を渋沢は合本主義と呼んだ。この理念は、三菱の岩崎弥太郎に代表されるような利潤追求のために特定の株主が絶大なコントロール権を行使して利潤を追求する姿勢とは対照的でもある。ただし、合本主義は利潤追求と相反するものではなくむしろ表裏一体であった（島田2014）。多くの人々の協力を仰ぐからこそ、ある程度の収益性、つまり事業としての見返りが必要とされてくる。後年、渋沢栄一はこうした合本主義の源流としてしばしば商法会所について回想した。こうした渋沢の回想を次に引用しておく（一部、旧漢字や句読点を改変した箇所、あるいは書き下しを施した箇所がある）。

史料2：共力合本のための商法会所

「元来商売といふものは一人一ケの力ではこれを盛んにすることは出来ぬものだから、そこは西洋に行われる共力合本法を採用するのが、最も必要の急務であろうと思う。今この共力合本の便利有益を、有力の商人に会得させたならばこの地方でも幾分の合本は出来るに相違ないから、この石高拝借金を基礎としてこれに地方の資本を合同させて、一個の商会を組み立て、売買貸借の事を取り扱わせたならば、地方の商況を一変して大に進歩の功を奏することを得るであろう」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、95頁）

こうした理念に対しては、とりわけて明治維新以降の歴史を鑑みれば、旧来の身分の差を超えて産業化に貢献しようとする渋沢の挑戦的姿勢を読み取ることもできるだろう。実際は、トラブルもなしに「共力合本」を実現できるわけではなかった。

2.2 設立前の意見交換

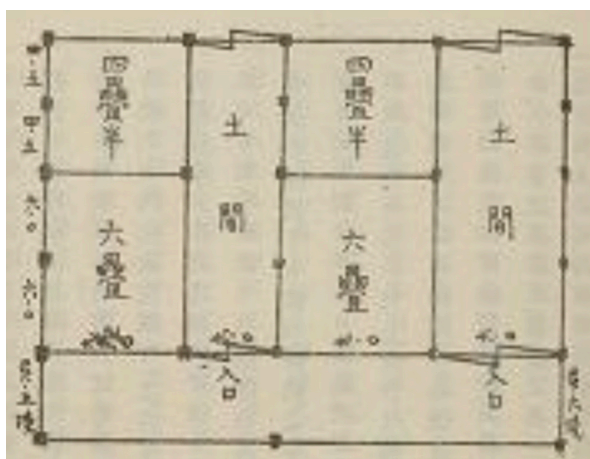
商法会所の中心メンバーとなった人物に萩原四郎兵衛という商人がいる。徳川時代から江戸城に茶を納入する茶問屋に生まれたこともあり、彼は駿府の商人の中でも代表的存在であった。その生涯を記録した伝記によると、萩原四郎兵衛をはじめとする駿府の商人らが農作物の取引や金銭貸借をメインとする事業を構想していたことが記されている（萩原1968）。徳川時代には武士に俸禄米が支給されていたことから、駿河・遠江の商人は領内だけでなく信濃や甲斐から米を仕入れていた。徳川政権の崩壊とともにこうした流通ネットワークを活用できなくなった。加えて、江戸からの人口流入が生じた。米穀不足は駿府の商人にとっては切実な問題となった。この状況を打開して駿府以外の地域から米穀あるいは日用品を確保するためにも、駿府の商人にとっては何らかの工夫とアクションは必要だったのである。

渋沢篤太夫にとって、商人サイドに事業構想が用意されていたことは、2つの点で看過できないものとなった。第1に、事前の構想が準備されていたおかげで具体的にアイデアを練り上げることができた。株式会社制度を模した組織作りはフランスで知識を身につけることはできたとしても、具体的にどのように事業を進めるかについては駿府の事情に精通しておく必要があった。駿府藩で出仕してまもない渋沢にとっては藩内の事情を知る上でも商人たちからの具体的なアイデア提示は有意義だったものと思われる。ただしもう1つ、商人サイド特有の取引慣行や固執があった場合、渋沢ら藩士との間で利害の対立が生じかねなかった。こうした利害調整は、設立準備期間で合意形成がかなったとしても、実際に事業がスタートすると難しくなってくる。

意見交換は1869（明治2）年2月から行われた。萩原四郎兵衛が訪れた1869年2月13日（明治2年1月3日）には、かつてパリ渡航で渋沢と同行した旧幕臣の杉浦愛蔵が訪れた。同月24日（明治2年1月14日）駿府藩商法掛の矢村小四郎・坂本柳左衛門が商法会所勘定に任命された。渋沢はこの日、紺屋町を見回り間取などを申し合わせた（渋沢青淵記念財団竜門社1955、101頁）。なお『静岡市史編纂資料』には商法会所の間取りが示されているので画像1として示しておく（この画像は「国立国会図書館デジタルコレクション」に収録されているデジタル化資料のうち「インターネット公

開（保護期間満了）」のものに該当する）。こうしたスペースを用いて、商品抵当貸付や預金など金融業に相当する業務や、干鰯や鯨の売買をはじめとする商業取引に関する業務が執り行われた。

画像 1：商法会所の間取り



出所：静岡市市史編纂課(1929、117頁)、国立国会図書館デジタルアーカイブ。

1869（明治2）年1月商法会所の規則が練り上げられた。その帰結として、1869年3月2日（明治2年1月20日）、渋沢は自筆で「商法会所規則」を書き残し、萩原四郎兵衛は「商法御会所規則書」を残して控えた。

ここで注目すべきなのは、渋沢と萩原の記述に若干の相違が見られる点である。渋沢の「商法会所規則」には産業振興を通じて「金銀融通」を活性化することが設立目的として記されている。渋沢が残したものは殖産興業の実現を目的に掲げる点で例えば由利公正が越前藩で実施した物産総会所と類似点を見出すことができる。一方、萩原の「商法御会所規則書」では商法会所の設立理由として人口急増による米穀不足が設立の理由もしくは動機として明記している。渋沢の「商法会所規則」を史料3、萩原の「商法御会所規則書」を史料4としてそれぞれ次に示しておく（一部、旧漢字や句読点を改変した箇所、あるいは書き下しを施した箇所がある）。

史料3：渋沢篤太夫の「商法会所規則」

「今般御城下において商法会所御取建、組合商社御開被成候儀は、国中の金銀融通よろしく、御国産相殖え候様との御趣意にて、全御領民利潤いたし候ための御仕法に候

間、掛り役々とも別而厚く相心得、正路の取扱いたし、御趣意相貫き候よう致すべく候事。一組合加入相望み候ものは、士農商の差別無く、出金の多少にかかわらず、商法に組込出金いたし、利益相計り候とも、または金利取にて加入いたし候とも、当人勝手次第たるべく候。もつともやんどころ無き儀これあり御免相願ひ候者は、商法に加入候はば、その年の勘定済の上にて元利下戻し申すべく、金利取にて加入之者は月割をもって元利相戻し申すべき事」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、104頁）

史料4：萩原四郎兵衛控の「商法御会所規則書」

「このたび御城下商法会所、御取り建て相成り候については、各支配の御年貢米御入用残りの分、すべて会所にて一手に御払方取り扱ひなさる候間、その段かねて心得られるべく候。もつとも御領国の儀は人口に依り米穀不足につき糶米届けなく相成らず候事。右の通惣町中末々まで洩さざる様相触れるべき者なり」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、106頁）

史料2にあるように、渋沢は「士農商の差別無く」商法会所を運営することを目指していた。徳川時代の因習を払拭して駿府藩の興業殖産を実現しようとする意図を読み取ることもできる。ただし米穀不足の問題は、渋沢にとっては「国中の金銀融通よろしく、御国産相殖え候様との御趣意」として片付くものだったのだろう。一方で萩原四郎兵衛にとっては、意見交換を交わした後も「人口に依り米穀不足」にある状況こそ優先的に解決されるべき切実な課題として念を押したのだと考えられる。

商法会所の営業では清水湊（清水港）で活動する商人の活動が重要であった。1869年5月（明治2年4月）、清水湊を拠点とした商人（望月治作・綿屋甚五兵衛・西ヶ谷喜之右衛門・柴田屋直三郎・篠嶋屋忠助）はすでに五人組合を形成していたが、この五人組合が商法会所に「組合商法取扱振手続書」を提出した。その内容は、5人各自が1万両出資し、商法会所からの融資額2万両を元金として広範囲な商業に取り組むことを申し出たものだった。五人組合はさらに「組合商法証書之事」を商法会所に追加して提出している。製茶や米穀をはじめ見込んだ品物を買付けるとともに、東京・兵庫・大阪・横浜をはじめ中国地方や九州さらに東北を対象として売買することが申し出されたのである。加えて、商法会所の規則を遵守することも盛り込まれた（清水市史編纂委員会1973）。五人組合はいわば商法会所の主要貸出先となり、商法会所が五人組合のステークホルダーともなったのである。

商法会所は、組織メンバーとして商人を組み入れるだけでなく、駿府藩内の交通要所で活躍する商人らのステークホルダーとなることで広範囲な商業ネットワークに関与できるようになった。このことから、商法会所の営業は、広範囲に活躍する商人の活動に影響されることになった。言い換えれば、商法会所に関わる藩士らは萩原四郎兵衛をはじめとする中心メンバー的な商人だけではなく商法会所とは独立して遠隔地取引に従事する商人らとも利害を一致させる必要が生じたのである。

2.3 藩士と商人との利害対立

商法会所の営業が本格化することで、藩士と商人の利害対立は露わとなった（龍澤2001；岡村2021）。1869（明治2）年7月渋沢はパリ渡航に関する後始末のため一時的に静岡を離れて東京に戻った。1869年8月25日（明治2年7月18日）東京の渋沢に宛てて、勘定役の藩士であった坂本柳左衛門は書簡を送っている。坂本は商法会所設立前に渋沢と意見交換するほどの立役者である（渋沢青淵記念財団竜門社1955、101頁）。渋沢に宛てた書簡のなかで坂本は自ら抱いた「当惑」を具体的に説明した上で「版籍奉還の一条片付きし上ならでは、会所の処置もむつかしかるべし」との心情を綴った（渋沢青淵記念財団竜門社1955、155頁）。

版籍奉還とは土地と人民を朝廷に返す措置であるが、地方自治に関しては藩主が知藩事とされることで権限に制約が加わることになるものであった。商法会所のような藩独自のビジネスには大幅な軌道修正がなされることは十分に予想できるものであった。だからこそ藩士として商人らの行動に覚える違和感は坂本にとって大きな不安材料だったものと考えられる。

坂本は御貸付掛に任命された商人のうち、萩原四郎兵衛および宮崎五郎左衛門の2名を名指しで非難した。坂本が問題視したのは、彼らが「阿部川越賃釣銭差し支え」、つまり安倍川の渡し代金の釣り銭用の小銭不足を口実に商法会所から銅銭を引き出していたことであった。書簡の該当箇所を次に引用しておく（一部、旧漢字・仮名・句読点について書き下しとして改変した箇所がある）。

史料5：坂本柳左衛門の渋沢宛書簡より

「萩四宮五（引用者注：萩原四郎兵衛および宮崎五郎左衛門のこと）に奸邪にはほと

ほと当惑、勿論翁（引用者注：大久保一翁）も昨今少しく心付き候様子にも相聞え候えども、金谷宿の奸物も出向中にて、品々悪計にかつ暮の苦心まかりあり候様子、この程も翁へ内密申し立て候上にて、会所の香気を嗅出し候ためか、伝馬町問屋役人より、錢払い底にて御継立差し支え候まま、会所には多分の銅錢御有り合せのよしに付、是非とも御払下げ相願いたく、もっとも伝馬所にはすべて金札しか已むにつき、改めて申し上げ候までもこれなく候えども、札にて相納め度き旨をも申し立て、按に必ず相断り候わば、何れよりか疵を生し申すべきやと。かねて命じられ候小札なれば、御払いべく相成る段相答え候ところ、七拾五両だけ、壹分・壹朱の札持参につき、御払い取り計り候ところ、まもなく阿部川越賃釣錢差し支え候廉をもって、伝馬所同様の振合にて錢御払の儀、宮五申し立て、よんどころなく百三拾両だけ、これまた御払い取り計り申し候」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、156頁）

ここで注意すべき点がある。第1節でも確認したように、遠隔地取引に従事する商人であれば「金札」すなわち太政官札を用いた取引は珍しいものではなかった。萩原四郎兵衛が規則した商法会所の日記、いわば営業日誌には金札を用いた取引が確認できる。例えば1869年4月26日（明治2年3月15日）、および6月3日（明治2年4月23日）には駿府藩内の藤枝宿の酒屋周次に対して正金を貸し付けているが、その際に太政官札を引当金として預かっている。このうち金額が記された1869年4月26日（明治2年3月15日）の日記の該当箇所を次に引用しておく（一部、旧漢字・仮名・句読点について書き下しとして改変した箇所がある）。

史料6：1869年4月26日（明治2年3月15日）商法会所日記より

「一 藤枝宿酒屋周次へ千百両御貸し付け相成り、もっとも金札式千両引宛のため預り置く候事」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、114頁）

商人らにとっては自らが手にした太政官札を商法会所の保有する正金と引き換えたいとする動機は自然なものである。時期としては新政府が太政官札の時価流通を禁止する直前のことでもある。とはいえ、商人らが価格支配力を発揮して交換比率を強要したことには、坂本は「当惑」せざるを得なかったのである。商法会所は、取引の仲介を進めれば進めるほど組織内の軋轢が増大する事態に陥ったのである。

私利に走る商人のために商法会所の流動性パフォーマンスが低下することは、坂本柳

座右衛門にとって一大事であった。坂本のこうした懸念は、太政官札の社会的通用力を知らなければなおのこと大きくなる。そもそも通用力がないとされたからこそ、渋沢は三野村利左衛門に正金との引き換えを申し出たはずであった。この点では、坂本の懸念は藩士に共有され得るものであったと考えられる。

坂本は書簡においてももう1つの問題を指摘していた。「萩四宮五」が返済が滞りがちでな「茶摘手」への貸し付けを注意してもやめなかったというのである。龍澤(2001)や岡村(2021)は、産業振興のために積極的に資金を提供した姿勢と商法会所の手元の資金を確保することを重視した藩士との違いを読み取っている。ただし、すでに史料3で「御国産相殖え候様との御趣意」として確認したように、商法会所の設立趣旨には興業殖産のために金銀の流通を図ることが重視されていた。この点では藩士の側には産業振興のための資金提供を否定する理由はない。商法会所を銀行に見立てるならば、坂本は流動性パフォーマンスだけではなく、ソルベンシー (solvency) の低下も懸念していたものと言える。該当箇所の文言を同じく坂本の書簡から引用しておく(一部、旧漢字・仮名・句読点について書き下しとして改変した箇所がある)。

史料7：坂本柳左衛門の渋沢宛書簡より

「茶摘手を初め村方のものへ御貸附は例の奸物の策と相聞こえ品々苦情のみにて、返納捗々しくこれなき村方の御貸附は向後御止めの方しかるべきかと存じ奉り候」(渋沢青淵記念財団竜門社1955、156頁)

坂本柳左衛門は流動性パフォーマンスの低下とともにソルベンシー悪化が懸念材料であった。ただし、同じく商法会所のメンバーである萩原四郎兵衛および宮崎五郎左衛門らはこうした意識とは無関係に行動していた。藩士と商人との間で当初から利害調整に不備があった点からすれば、成り行きは自然であった。坂本の問題提起により対立が露わになったことで、商法会所内部での早急な利害調整が必要となった。ここで版籍奉還を目前に、商法会所の営業は抜本的に見直されることになった。

2.4 常平倉創設：目的の共有

1869年9月20日(明治2年8月15日)、東京から戻ってきた渋沢篤太夫は名を篤太郎と改めるとともに、商法会所を廃止し、新たに常平倉を創設することにした。常平倉

の場所は商法会所を引き継ぐものとされ、清水湊に出張所が置かれることになった。渋沢は大久保一翁に対し「商法会所御廃止常平倉御取建之儀ニ付取扱振相伺候書付」を提出し、常平倉設置の具体案を示した。常平倉の設立資金は駿府藩勘定所から商法会所に与えられた資金を精算した分を積み立てるものとされた。

この書付に対して大久保一翁が朱書で2点追記している。藩の利益を高めるのではなく藩内の人々の利益を主眼とすること、および望むべきは長きにわたる繁栄であって一時的な盛況ではないこと、これら2点を大久保は念押ししたのである（渋沢青淵記念財団竜門社1955、180頁）。

注目すべきは渋沢が常平倉の営業目的として米価調節を重視しているである。商法会所の物品売買や貸付業務は引き継ぐものとされたなか、米価調節は常平倉の業務の新規軸でもあった。米価調節に関して、渋沢は「売事手馴候者」すなわち商人たちの役割を重視していた。渋沢のロジックは次の通りである。従来駿府が米穀を買入れる必要のある場所柄であるのに明治初年からの人口増で米穀をはじめとする物品が不足しているため、移入なくしては「常平の法」すなわち人々の生活を安定させることはできない。したがって「売事手馴候者」を米穀移入に従事させてれば米穀不足は解決し、自分だけ利益を追求するような行動を防ぐこともでき、一挙両得である。こうしたロジックのもと、渋沢は常平倉の業務を商人層に任せることにしたのである。書付のなかから該当箇所を同じく引用しておく（一部、旧漢字・仮名・句読点について書き下しとして改変した箇所がある）。

史料8：米価調節機関としての常平倉

「右取扱御用達どものうち、唯売事のみ相心得、私利経営候様の者どももこれあり候えども、前条常平の法、相行き候については御管轄地の儀は従来他方の糶米を仰せ候ところ別して去年中より人員も相増し候儀につき、この上とも米穀そのほかの品とも諸方の相場を較量いたし、時々多分の輸入これなくば常平の法難相立て存じ奉り候間、右売事手馴候者ともはその筋へ相用い取扱いなされ候はば、御用便に相成りとはその者どもの私利を営み候防ぐにも相成り、一挙両得の儀と存じ奉り候」（渋沢青淵記念財団竜門社1955、181頁）

史料8の渋沢の言葉は、史料3のかつての彼の文言と異なり米穀不足の解決を最重要課題としている姿勢が読み取れる。萩原四郎兵衛の控（史料4）の問題意識に立って

いるとも言えるだろう。渋沢が具体的なレベルで問題意識をようやく共有できているのである。萩原鶴夫・勝間田清次郎・宮崎総五・野呂整太郎・野崎彦左衛門・馬場惣次郎ら商人は「六人連名」で渋沢ならびに大久保一翁の設立趣意に賛同した（渋沢青淵記念財団竜門社1955、187-8頁）。

問題意識の共有による渋沢の反省と歩み寄り、駿府の商人との具体的な目標一致に繋がったのである。こうして商法会所は廃止され、常平倉が設立されることになった。渋沢や坂本など藩士も出勤するとはいえ、常平倉の営業は商人たどが中心となって担うことになった（龍澤2001; 岡村2021）。

常平倉は、藩士が商人と委託関係を結ぶことで成立した「共力合本」の組織となった。こうした委託関係は、商人らの隠れた行動（hidden action）を藩士がどの程度防げるかが鍵となる。この点で、渋沢ら藩士が常平倉に出勤していたことには、藩士と商人との間の非対称情報が緩和する側面を見出すこともできるだろう。

ここでもうひとつ、藩士と商人との摩擦が緩和される要素としてクローズアップされてくるのが太政官札と正金の価値が徐々に縮まっていく点である。少なくとも図表1で確認した推移からすれば、新政府による貨幣制度の整備を通じて太政官札の価値は下がり続けることなく済んでいる。もっとも、太政官札と正金との引き換えに関して藩士の抵抗感がどのように推移したのかについてはさらに慎重に吟味しなくてはならないだろう。

常平倉営業スタートからまもなく、渋沢は新政府の官僚となる。その後、常平倉は貧困層に対する貸金を通じて静岡の経済を支えることになる。1871（明治4）年7月廃藩置県により静岡県に業務が引き継がれたのち、常平倉は廃止となった。

3 まとめ

渋沢篤太夫は、石高拝借金を正金に引き換えた上で藩士と商人との「共力合本」による商法会所の運営を目指すとともに、駿府藩の興業殖産を図った。しかし藩士と商人との問題意識は必ずしも合致しているものではなかった。双方の利害対立は営業まもなく鮮明となるが、この対立を緩和し調整するなかで商法会所は廃止され、常平倉が設立された。

後年の渋沢栄一は商法会所について回想する際に、商法会所が自らの合本主義の源流であることをしばしば強調した。確かに商法会所では「共力合本」が掲げられた。ただし利害調整を経て着地点となったのはむしろ常平倉であった。業務内容に長けていない藩士が「売事手馴候者」に主たる商人に業務を委託することで「共力合本」が実現したのである。こうした委託関係が基礎にあるからこそ、マネジメントとコントロールとの役割分担を前提として成立するコントロール権の転売マーケット、すなわち資本市場が成立する（Fama and Jensen 1983）。渋沢は、株式市場が成立する以前の局面ながら役割分担を通じた「共力合本」を実現したのだとも言える。

商法会所は、駿府藩の人々の市場取引のコストを削減するための活動を進める組織であったが、その活動が組織内取引のコストを増やすかたちのジレンマに陥った。このジレンマを解決する糸口は、藩士が商人に業務を委託する関係性を基礎とする組織に再編成することにあった。

太政官札発行においては各藩について興業殖産が目標とされたはずである。では、他の藩それぞれ、日本全体で太政官札発行がどの程度の興業殖産あるいは取引コストをもたらしたのか、この点は今後の課題とされるべきところであろう。

References

大森透(2001)「明治初期の財政構造改革・累積債務処理とその影響」『金融研究』第20巻第3号.

岡田俊平(1955)『幕末維新の貨幣政策』森山書店.

岡田俊平(1963)「商法司・通商司による通貨供給政策」『成城大学経済研究』第18号.

岡村龍男(2021)『渋沢栄一と静岡：改革の軌跡をたどる』静岡新聞社.

甲斐素直(2020)「由利公正と太政官札財政」『日本法学』第86巻第1号.

小林延人(2015)『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会.

澤田章(1966)『明治財政の基礎的研究』柏書房.

鹿野嘉昭(2013)「太政官札、会計基立金と商法司」『経済学論叢』（同志社大学経済学会）第65巻第1号.

静岡市市史編纂課(1929)『静岡市史編纂資料第6巻』（国立国会図書館デジタルコレクション URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1176974/>）.

鎮目雅人(2020)「第6章 日本における近代信用貨幣への移行」鎮目雅人編『信用貨幣の生成と展開:近世~現代の歴史実証』慶應義塾大学出版会.

渋沢青淵記念財団竜門社(1955)『渋沢栄一傳記資料第二巻』渋沢栄一伝記資料刊行会.

島田昌和(2014)「渋沢栄一による合本主義」橘川武郎/フリデンソン、パトリック編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一—合本キャピタリズムとモラル』東洋経済新報社.

清水市史編纂委員会(1973)『清水市史資料編近代』吉川弘文館.

青淵回顧録刊行会(1927)『青淵回顧録上巻』.

内閣官報局編(1974)『明治年間法令全書 第1巻 自慶応三年十月至明治元年十二月』原書房.

千田稔(1978)「維新政府の財政構造」『土地制度史学』第21巻第1号.

萩原元次郎(1968)『萩原鶴夫伝』萩原鶴夫伝記刊行会.

坂野潤治(2012)『日本近代史』ちくま新書.

升味準之輔(1988)『日本政治史I 幕末維新、明治国家の成立』東京大学出版会.

三岡丈夫(1916)『由利公正伝』光融館。(国立国会図書館デジタルコレクション
URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/980791>)

山本有造(1994)『両から円へ：幕末・明治前期貨幣問題研究』ミネルヴァ書房.

龍澤潤(2001)「静岡藩商法会所の設立について—商法会所・常平倉の理念をめぐって—」『白山史学』第37号.

Fama, Eugene F. and Michael C. Jensen. (1983). Separation of Ownership and Control. *The Journal of Law & Economics*, 26(2); 301-325.